

教師の教育内容批判と名誉毀損

(東京地判平成三、一、二、五判時一三八五号八二頁。判夕七六六号二五七頁)

長 尾 英 彦

〔事実の概要〕

原告Xは東京都A区立小学校で六年生の学級を担任していたが、同学校長、区、都及び自身の担任する生徒の父母に対して、「名誉毀損」及び「担任外し処分」の違法性を主張して損害賠償請求の訴えを提起した。

校長に対する請求原因は、次の通りである。

① 保護者懇談会、夫母特別参観日の席上で、Xに対する批判を扇動するような言動をし、「そんなにひどい先生なら担任を外しましょう」という趣旨の発言をしたのは、教師としてのXの信用を傷つけ名誉を毀損するものである。

② Xを担任から外す合理的理由がないにもかかわらず、Xを担任から外す処分をしたのは、自由裁量の範囲を逸脱した違法な職務命令というべきであって、Xに対する不法行為を構成する。

父母に対する請求原因は、次の通りである。

① 喫茶店内において、「あんな馬鹿教師を教師にしておくことが間違いで、辞めさせた方がいい」などと公言したのは、教師としてのXの信用を傷つけ名誉を毀損するものである。

② 父母特別参観日の席上において、「Xに対する苦情がたくさんあるから寄せられている」などと公言し、発言しようとする

する他の父母に対して「あなたのお子様はXにいじめられていないからXの味方をするんですよ」などと発言したのは、教師としてのXの信用を傷つけ名誉を毀損するものである。

〔判 旨〕

東京地裁（民事第三二部）は次のように判示し、Xの請求をいずれも棄却した。

・校長に関する主張

請求原因①について

（「担任を外しましょう」という発言は）「原告の監督権者たる校長として、保護者懇談会の席上において、父母からの要求を受け、事態を收拾するために将来取り得べき一つの方策を示唆したものであると解されるのであって、これが多数数の前でされたからといって、原告の名誉を毀損する違法な行為とは認められないというべきである」。

請求原因②について

「右処分背景には」一部のわがままな父母と「話し合うことを拒否し続けた原告の頑なな態度、原告とこれら父母との間を調整し切れなかった」校長の「指導力の弱さ等の事情があったことが窺われるが」、当該処分が「その不当の点はともあれ、それが自由裁量の範囲を著しく逸脱し濫用にわたるものである」とまでは認められない」。

・父母に関する主張

請求原因①について

「一般に、小学校教育は、学校と父母とが両輪となって協力し合うことによって成り立つものであるから、父母らが学校の教育内容に関心を抱き、学級担任又は学校に対し、その教育方針、教育内容等について要望を出し、あるいはその教育方針や教育内容等を批判したり、これらについて注文を付けたりすることは、当然許されることであり、また、父母の間で、担任教師の学級運営の在り方や教育方針、教育内容等について議論し、あるいはこれを批判することも当然許されるべきことである」。

「そして、他方、教師は、できる限りその教育方針、教育内容等に関する父母の要望又は批判に耳を傾け、これを受け止めるよう努力すべきであり、仮に、父母らが担任教師に対する不平、不満を談合し、その内容が教師としての能力や指導方針に関する批判や非難に及ぶことがあったとしても、それがいたずらに担任教師に中傷を加えるものでない限り、受忍すべきものである」。

（問題になっている父母らの発言は）「原告の担任としての適性あるいはこれに関連して学級担任の解任について話題にしたものであって、……許容される範囲内のことに属するから」
「右発言の内容が客観性のあるものであるかどうかは明らかでないにしても、反対にそれがいたずらに原告を誹謗中傷するものであると認めるに足りる証拠もなく、また右発言が喫茶店の

中という限られた中で仲間同士の間でされたものであることを考慮すると、右発言は、未だ不法行為（名誉毀損）を構成するような違法性のあるものであるとは認められない」。

請求原因②について

学校側と父母との懇談会という「会合の性質上、父母から原告に対し批判的な見解が述べられることも当然予想されたところであって、たとえ原告主張のような発言があったとしても、そして、その内容は感情に走り、冷静さを欠いたものであるとの批判を免れ難いとしても、原告の学級運営に対する意見表明あるいは批判として許されるべき限度内のものであって、未だ不法行為に当たるとは認められないというべきである」。

〔検討〕（父母に対する請求原因を中心に検討する。）

判旨は是認できる。

生徒に対し学校教育を行うのは、第一義的には教育専門職たる教師であるが、他方、子どもの権利・人権とその父母の教育権に基づき、一定の範囲内で、担任教師の教育方針・教育内容等に対する父母による批判も当然許容されるべきである。

とりわけ、今日、学校教育の場は、いじめ、体罰、登校拒否、落ちこぼれ等の様々な問題を抱えているのであるから、生徒の父母が学校教育の在り方に関心を持ち、積極的に意見を寄せることは、諸問題の解決方向を模索するためには、むしろ、必要なこととさえあると思われる。

従って、父母の言動が、担任教師に対する批判や非難を含むものであったとしても、それらを一律に名誉毀損として禁ずるのは妥当でなく、それらの内容が教育方針や教育内容に関するものである限りにおいて、教師は原則として受忍すべきものであり、それがいたずらに中傷を加えるようなものでない限り名誉毀損を構成することはない、と考えるべきところは、判示の通りである。すなわち、名誉毀損が成立するのは、言動が専ら教師を揶揄誹謗する目的でなされたものであるような、特殊・例外的な場合に限られると思われる。本件の場合、確かに父母らの言動には感情に走り冷静さを欠いた、穏当でない部分が少ないからず見られるが、なお、不法行為（名誉毀損）となるまでには至っていないと評価されよう。

父母らによる教師の教育内容等に対する批判と名誉毀損の成立の有無については、先例として、「長崎市通知表不交付批判ピラ事件」の最高裁判決（最（一小）判平成元、一二、二二判タ七三一号九五頁。なお、第一審長崎地判昭五八、三、二八判時一一二二一〇六頁。控訴審福岡高判昭六〇、七、一七判タ五六七号一八〇頁）が挙げられる。

この事件は、長崎市内の公立小学校において通知表の評定記載方法について絶対評価か相対評価かという考え方の対立が原因で、いくつかのクラスで通知表が交付されない等の混乱が生じたが、これに対し「父母の会」（後に、実体のない団体であることがわかる）を名のる市民から、事件の事実経過を詳しく

記すとともに通知表を交付していない教師に対して「お粗末な教育」「有害無能な教職員」などといった批判をし、さらにこれらの教師の勤務校・氏名・住所・電話番号等の「一覽表」を付した「批判ピラ」約五千枚が児童や通行人に手渡されたり、家庭の郵便受けに投函されたりしたものである（さらに、批判の対象とされた教師の中には、匿名電話や無言電話などの嫌がらせを受けたり、宣伝カーのスピーカーを使った非難宣伝などの攻撃を受けた者もあった）。

これらの教師たちは、社会的名誉の侵害及び嫌がらせ・非難攻撃による精神的苦痛を主張して、慰謝料各一〇万円の支払いと謝罪広告の掲載を求めて出訴した。

一審は、ピラが当該教師たちを専ら揶揄誹謗しこれに対する反感・敵意を表出するものであり、「主として公益をはかる目的でなされた公正な論評ないし真摯な意見陳述とはいえない」として、慰謝料各五万円の支払いと謝罪広告の掲載を命じ、控訴審も一審を維持した。

ところが最高裁は、ピラの評価について原審と見解を異にした。最高裁はまず、「公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであるとし、「その対象が公務員の地位における行動である場合には」たとえその公務員の社会的評価が低下しても、その目的が公益を図るものであり、その前提にしている事実が真実であるとの証明があった場合には「人身攻撃

に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠く」と一般論を述べた。そして、ピラは当該の教師個人を攻撃することに主眼があるのではなく、むしろ「小学校における通知表交付をめぐる混乱という公共の利害に関する事項についての批判、論評を主題とする意見表明というべきである」として、ピラ配布行為が名誉侵害の不法行為の違法性を欠く、と判断し、結局、嫌がらせや非難宣伝による精神的苦痛の主張のみを肯定し、慰謝料各二万円の支払いを命ずるに止めた。

批判ピラの中にはかなりの程度穏当さを欠くような叙述が見られ、最高裁が「表現の自由」の重要性を根拠に比較的簡単に名誉毀損の成立を否定した点については、筆者は異論がなくもない（公務員に対する批判は、名誉毀損となる場合が限定される、ということとは、一般論としては首肯できるが、他方、一口に公務員「公の存在」といってもいろいろな職種がある。例えば、一国の政治家のような存在と下級教育機関の教師とを同次元で判断し得るものであろうか？）が、最高裁はこれらの叙述についても「主題を離れて被上告人らの人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱しているということもできない」と述べている。また、「公益を図る目的」という要件についても、最高裁は、表現者本人の主観的側面よりもむしろ、対象となっている事項が「公共の利害に関する事項」であったならその表現行為の「目的」も「公益を図る」ものだと推認するような判断枠

教師の教育内容批判と名誉毀損

組のように読める。

いずれにしても、「批判ビラ事件」と比較しつつ再考してみても、本稿において紹介した東京地裁判決の事案は、せいぜい一部父母の間で多少穏当さを欠いた言動がなされたというレベルの問題に止まり、未だ名誉毀損を成立せしめるようなものではないと筆者は考える。従って、判旨を正当とするものである。

※本稿中に引用した「批判ビラ事件」の評釈としては、さしあたり今橋盛勝・教育判例百選（第三版）五二頁以下、及びそこに掲げられた諸文献を参照。